

今後の保育施策の方向性について

1 主旨

令和元年度の入園選考では、自宅から30分未満(半径2km以内)に空きがありながら入所できていない方や認可外保育施設を含めた既存施設の欠員の増加が明らかとなるとともに、育児休業取得希望者の選考見直しにより申込者の意向の把握が可能となってきた。こうした状況を踏まえ、令和2年5月27日の福祉保健常任委員会で報告した「今後の施設整備の進め方等について」では、今年度の緊急的な取り組みの具体策等を示したところであるが、一般、更なる課題の分析等を進め、今後の保育定員の拡大量および今後の保育施策の取り組みと方向性を取りまとめたので報告する。

2 待機児童解消により見えてきた課題

令和2年4月の待機児童解消や入園申込者の状況等から、以下のような課題が明らかとなってきた。

(1) 保育需要の地域偏在

待機児童が解消され、今年度の4月時点で既存施設には0歳児から2歳児で700人を超える空きが生じている一方で、依然として1歳児クラスの施設定員が逼迫する地域があり、施設が充足する地域と新規整備が必要な地域がより鮮明となっている。認証保育所や連携施設を持たない地域型保育事業に欠員が生じていることから、空きが生じている地域の状況を分析するとともに、認証保育所などの既存施設の活用や柔軟な定員設定により、保育ニーズとのミスマッチを解消する取り組みが必要である。一方、新規施設整備が必要な地域においては、引き続き施設整備に取り組んでいく必要がある。

(2) 短時間勤務者等の保育ニーズ

待機児童数から除外している自宅から半径2km以内に空きがありながら入園できていない世帯は増加傾向にあり、その世帯の1歳児の申込者のうち6割近くが短時間勤務者や求職活動中であることが明らかになった。今後、保護者の多様な保育ニーズへの対応・対策を加速させる必要がある。

(3) 保育施設に求められる役割

待機児童の解消を受け、今後は区立園と私立園がそれぞれの役割を明確にし、保育の質の維持・向上を図りながら特色を生かした運営が求められる。特に、区立保育園が公的な施設としての役割を果たすための具体的な検討が必要である。

3 今後の保育定員拡大量について

今年度よりスタートした第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間5か年の総定員拡大量(2,956人)については、令和2年度中に育児休業取得希望者や自宅から半径2km以内に空きがありながら入園できていない世帯等の保育ニーズの分析を行う。現時点で不透明な新型コロナウイルス感染症の与える影響や令和3年4月の入園申込状況等の分析とあわせ、令和3年度中に保育定員に関する各年次の達成目標の見直しと定員拡大量の方向性を示し、令和4年度には法定計画である子ども・子育て支援事業計画(調整計画)との整合を図る。

計画の見直しまでの間の定員拡大量については、引き続き進めるとしている公有地を活用した施設整備や保育ニーズが高く新規の保育施設が必要な地域における整備に特化し、休止している令和5年4月開園に向けた施設整備の提案の受付を令和2年11月より再開する。

〔第2期子ども・子育て支援事業計画見直しの予定〕

令和2年	9月～	保育ニーズの現状分析等
	11月～	令和5年開園に向けた提案の受付
令和3年度		保育定員に関する各年次の達成目標の見直しと定員拡大量の方向性の提示
令和4年度		第2期子ども・子育て支援事業計画の改定

4 今後の保育施策の取り組みと方向性

(1) 今年度の取り組み

今後の施設整備

新たに整備を進めるべき候補地を示した上で、公有地を活用した施設整備や保育ニーズが高く新規の保育施設が必要な地域での整備を引き続き進める。

ア 施設の不足する地域・地区の明確化 別紙1

今後の新規施設整備にあたっては、新規整備が必要な地域と充足した地域をより明確にした上で、これまでの施設整備手法に加え、保護者の多様な保育ニーズ等へ対応した施設整備が可能となるよう、以下

の視点を新たに加えた（仮称）「保育施設整備候補地区」（別紙）を作成する。今後、新規の認可保育所整備・運営事業者提案型募集の第4期（11月頃）から適用する。

・自宅から30分未満（半径2km以内）に空きがありながら入所できていない世帯の状況

・育児休業取得世帯の分布

イ 区立下北沢保育園跡地の活用 別紙2

区立守山保育園に移転統合する区立下北沢保育園の跡地を活用し、私立認可保育園を誘致する。

保育ニーズとのミスマッチの解消 別紙3

認証保育所における経営支援や保護者の負担軽減補助の見直し等により、多様な保育需要に対応した柔軟な保育施策を推進し、ミスマッチの解消を図る。

ア 認証保育所への支援

ア) 在園児の確保

認可保育園や企業主導型保育所の保育料の水準を踏まえ、保育の必要性の認定を考慮したうえで、認証保育所等の利用者に対する保育料の負担軽減補助制度を見直す。

イ) 経営の改善

) 運営費の見直し

・0歳児の定員を1歳児に振り替えた際の運営費の減少分の補填（令和2年5月27日福祉保健常任委員会報告済）

・運営費の補助対象利用時間の変更

認証保育所が多様な保育ニーズの受け皿となるよう運営費の補助対象利用時間を変更し、待機児童対策の推進に合わせ、認証保育所の支援を一層推進する。

) 認可化移行の促進

認証保育所の意向等も踏まえ、現在地において移行できない施設が移転して整備を行う場合についても、認可保育所への移行を支援する。

保育士等処遇改善助成金の継続 別紙4

保育士の確保が喫緊の課題となっている中、区では保育の質の観点から、国が定める必要保育士数よりも多い独自の配置基準を設けている。今後も保育の質を維持するためには、保育士の確保を図りかつ長期間に渡り継続して働き続けられるよう、区独自の補助事業である保育士等処遇改善助成金事業を、令和3年度以降も継続して実施する。

(2) 新たな課題に対する方向性の検討

柔軟な定員設定の仕組み

既存園の欠員の増加による地域偏在が生じていることから、新規施設を引き続き整備する地域と整備が充足した地域の明確化とあわせ、柔軟に定員変更が可能となる仕組みづくりを検討する。また、既存園の定員弾力化解消に向けた具体的な手法や手順、地域型保育事業の欠員対策として連携施設設定の支援策等を検討していく。あわせて、自宅から30分未満(半径2km以内)に空きがありながら入所できていない方の状況について分析を進め、多様な保育ニーズに対応する施策を検討していく。

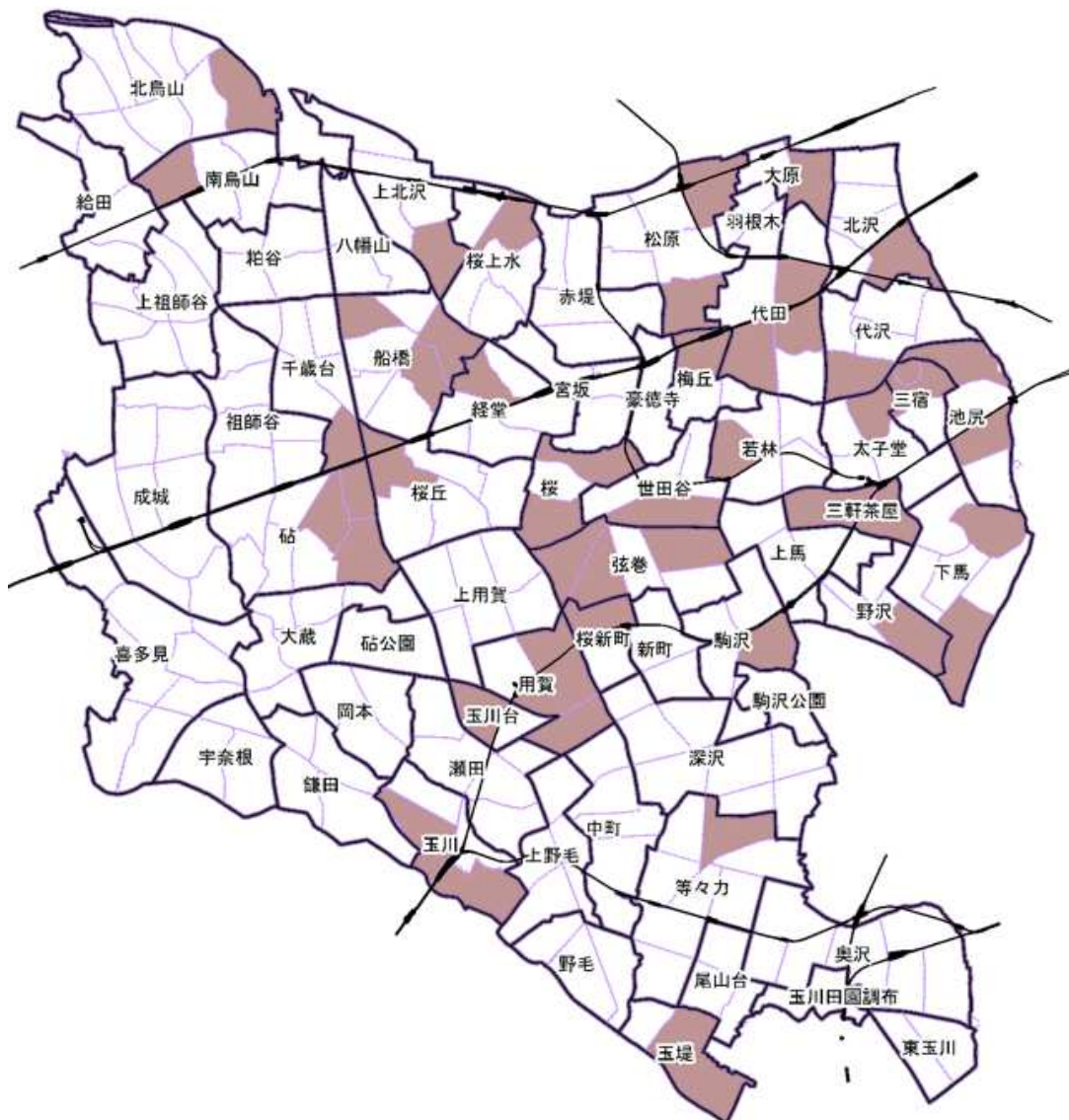
区立保育園の役割

平成31年2月にとりまとめた「区立保育園の今後のあり方」にもとづき、地域保育ネットの活動強化や乳幼児教育の研究の継続による質の維持・向上に取り組むとともに、待機児童の解消を契機として、まちづくりセンター単位の地区ごとの分析を進め、区立保育園の定員調整や、社会情勢や区民ニーズに照らした「子どもの育ちのセーフティネット」としての区立園の強化と再整備の促進策について検討する。

なお、上記の施策を検討するため、今後、保育部内に3課横断の検討組織を立ち上げ今年度中に施策の方向性を示す。

保育施設整備候補地区

本資料は、町丁目単位の地区ごとに、就学前人口や保育施設の整備状況等を考慮し、保育施設の整備を行う候補地区を示したものです。網掛けの地区が施設整備を検討できる候補地区です。候補地区であっても、既に保育施設の計画の検討が進んでいる等の場合には、新たな施設整備を検討できない場合もあります。施設整備の検討には、周辺の様々な状況等を踏まえ具体的な検討を行います。



候補地区では、公有地を活用した整備や老朽化した区立保育園の再整備等を実施していく場合があります。

区立下北沢保育園跡地の活用について

1 主旨

令和2年5月27日の福祉保健常任委員会にて報告した「今後の保育施設整備の進め方等について」では、公有地を活用した整備案件の継続および令和4年度以降の開園に向けた新規施設整備を見込んだところである。建築から56年が経過している区立下北沢保育園は、区立守山保育園に移転統合し北沢地域の拠点園となることから、令和3年4月に現在地は跡地となる。

今般、移転後の区立下北沢保育園の活用について取りまとめたので、報告する。

2 区立下北沢保育園跡地の活用

(1) 概要

敷地面積：約1,050㎡

想定定員：100名程度（0歳児または1歳児から5歳児）

必要経費：建物解体経費 4,500万円

擁壁解体・新設工事費 2,500万円

建物解体設計費 1,000万円

いずれも令和3年度当初予定、概算

開園予定：令和5年4月

(2) 区立下北沢保育園跡地の保育需要等

下北沢駅から徒歩5分の立地にあり、保育施設として適地である。

就学前人口や入園できていない世帯が多く、保育需要が高い地域である。

周辺に保育施設が少なく、他にまとまった土地を確保できる地域ではない。

(3) 跡地の活用について

引き続き保育施設の必要な地域であることから、令和3年度に既存建物を解体し、その後、保育運営事業者を公募の上、令和5年4月の開園とする。なお、令和2年3月に取りまとめた「世田谷区における夜間帯保育のあり方について」に基づき、当該跡地の立地条件を踏まえ、4時間以上延長保育の実施を目指す。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月	保育運営事業者公募
令和3年度～	下北沢保育園園舎解体
令和4年度～	私立認可保育園整備
令和5年4月	開園

4 所在地（代沢5 - 34）



認証保育所への支援について

1 主旨

令和2年4月時点において、前年度470人であった保育待機児童は解消に至ったものの、入園申込者数は依然として増加傾向にあり、入園を希望しながら入園できていない世帯は多い状況である。一方で、一部の既存施設には、空きが
ありながら利用されていない状況もある。

こうした状況を踏まえ、令和2年5月27日福祉保健常任委員会で報告した「今後の保育施設整備の進め方等について」における「保育待機児童ゼロの継続に向けた取組み」に基づき、認証保育所の園児の欠員状況や経営の改善を図るための具体的な支援策について取りまとめたので報告する。

(令和2年5月27日福祉保健常任委員会「今後の保育施設整備の進め方等について」より抜粋)
4月時点において、認可外保育施設を含めた既存施設の低年齢児クラスの空きが約700名分あるなど、一部の既存施設に空きが
ありながら利用されていない状況となっている。今後は、認証保育所への支援の強化を通じた欠員が生じている既存施設の利用向上策の検討や0歳児定員の1歳児定員への振り替えなど、認可外保育施設を含め既存施設が有効に利用されるよう対策を検討していく。

【認証保育所への支援】

園児の欠員状況や経営の改善を図るため、下記の方向で対応する。

在園児の確保

保護者の負担軽減補助制度の改善（認可や企業主導型の水準を踏まえ）

経営の改善

ア 運営費の見直し（1歳児）

東京都の「認証保育所1歳児受入促進事業」を活用し、0歳児の定員を1歳児に振り替えた際の運営費の減少分を補填し、保育利用ニーズの高い1歳児の定員確保を図る。

イ 認可化移行の促進

2 認証保育所への支援

(1) 保育料負担軽減補助制度の見直し

主旨

令和元年5月29日福祉保健常任委員会で報告した「幼児教育無償化の実施について」及び「幼児教育無償化の実施に伴う東京都の支援策に対する区の対応について」並びに令和2年5月27日福祉保健常任委員会で報告した「今後の保育施設整備の進め方等について」に基づき、認可保育園や企業主導型保育所の保育料の水準を踏まえ、保育の必要性の認定を考慮したうえで、認証保育所等の利用者に対する保育料の負担軽減補助制度を見直す。

なお、国の指導監督基準を満たす認可外保育施設に通う保護者の保育料の負担

軽減補助制度についても同様に見直す。
 内容（補助金額の詳細は別紙のとおり）

ア 認証保育所

（ア）0～2歳児

保育の必要性の認定を受けている児童

東京都の補助制度の4万円を上限に概ね認可保育園の保育料と同等となるよう補助金額を増額する。

保育の認定を受けていない児童

上限を現行の4万円から東京都の補助制度の2万5千円に下げるとともに、所得の高い世帯を中心に減額する。

（イ）3～5歳児

保育の必要性の認定を受けている児童

無償化の対象であることから変更なし

保育の認定を受けていない児童

上限を現行の4万円から東京都の補助制度の2万円に下げるとともに、所得の高い世帯を中心に減額する。

（ウ）0～5歳児〔（ア）・（イ）共通〕

多子世帯支援の補助は引き続き認定の有無にかかわらず支給する。

現行160時間/月以上の契約者を補助対象としてきたが、短時間勤務者のニーズに対応するため、120時間/月以上の契約者まで補助対象とする。

イ 国の指導監督基準を満たす認可外保育施設（0～2歳児）

認可保育園の入園申し込みを行い、入園待機となっている児童は、認証保育所の改正内容と同額とする。

概算経費

ア 認証保育所（補助割合：区1/2 都1/2）

	現行	改正案	影響額
所要経費	135,120,000円	196,660,000円	61,540,000円
区負担額	67,560,000円	98,330,000円	(a)30,770,000円

イ 国の指導監督基準を満たす認可外保育施設（補助割合：区1/2 都1/2）

	現行	改正案	影響額
所要経費	11,580,000円	20,080,000円	8,500,000円
区負担額	5,790,000円	10,040,000円	(b)4,250,000円

ウ 改正による区予算への影響額

(a)30,770,000円 + (b)4,250,000円 = 35,020,000円

施行日

令和3年4月1日

【参考】

【令和元年5月29日福祉保健常任委員会「幼児教育無償化の実施に伴う東京都の支援策に対する区の対応について」（「3 認可外保育施設利用者に対する保育料補助について」「（3）区の対応」「認証保育所」）より抜粋】

これまで認証保育所利用者への区の補助は、その利用者の多くは保育が必要なため認証保育所を利用しているという実態に鑑み、改めて保育の必要性の有無の確認を不要としてきた。

一方で、保育料の無償化には保育の必要性があると認定される事が必要なことから、利用者には認定を受けてもらうよう求めるとともに、認証保育所を利用する世帯の状況等を把握し、令和3年4月を目途に補助制度の見直しを図る。

（2）運営費の補助対象利用時間の変更

主旨

認可保育園に入園できなかった保護者の中には短時間勤務の方も多くいることから、認証保育所において多様な保育ニーズの受け皿となるよう、認証保育所における運営費の補助対象利用時間を変更することで、待機児童対策の推進に合わせ、認証保育所の支援を一層推進する。

変更内容

認証保育所運営費の補助対象利用時間を「月160時間以上」から「月120時間以上」に変更し、施設に対し運営費を月120時間以上から支給する。

施行日

令和3年4月1日

（3）認可化移行の促進

主旨

令和元年9月3日福祉保健常任委員会で報告した「認可外保育施設の移行等に向けた今後の方針と取組みについて」に基づき、現在地での移行を基本としてきたが、認証保育所の意向等も踏まえ、現在地において移行できない施設が移転して整備を行う場合についても、認可保育所への移行を支援する方針を認証保育所に限り追加する。

新旧対照表

施設の種別	現行		改正	
	現在地	移転	現在地	移転
認証保育所	移行支援*1	新規整備*2	移行支援*1	整備を伴う移行支援*3
その他認可外保育施設	移行支援*1	新規整備*2	移行支援*1	新規整備*2

*1 国の移行支援策を活用するなど予算との整合を図りながら既存施設を活用し、認可保育所への移行を支援

*2 待機児童対策として必要な地域であるか判断し整備

*3 認証保育所の意向を踏まえ、移転を伴う整備により認可化移行を支援

移行希望する施設の状況（参考）

移行希望等			施設数
移行希望あり (20施設)	既存施設活用による 移行(8施設)	基準満たす施設	7施設
		基準満たしていない施設	1施設
	移転による移行		11施設
	移行の方法未定		1施設
移行希望なし			24施設

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月

区民周知（保育料負担軽減補助制度の見直し）

保育料負担軽減補助制度の現行及び改正案

1 認証保育所（0～2歳児・認定を受けている児童）及び国の指導監督基準を満たす認可外保育施設（0～2歳児・入園待機となっている児童）

保育料等算定区市町村民税所得割課税額	補助金額（月額）	
	現行制度	改正案
住民税非課税世帯	67,000円 【無償化対象】	変更なし
0円の世帯（均等割のみ課税世帯）	40,000円	変更なし
～122,000円未満の世帯	30,000円	40,000円
122,000円以上202,000円未満の世帯	25,000円	
202,000円以上250,000円未満の世帯	15,000円	35,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	10,000円	25,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	5,000円	20,000円
340,000円以上445,000円未満の世帯		10,000円
445,000円以上570,000円未満の世帯		変更なし
570,000円以上の世帯	0円	変更なし

2 認証保育所（0～2歳児・認定を受けていない児童）

保育料等算定区市町村民税所得割課税額	補助金額（月額）	
	現行制度	改正案
住民税非課税世帯	40,000円	25,000円
0円の世帯（均等割のみ課税世帯）	40,000円	
～122,000円未満の世帯	30,000円	
122,000円以上202,000円未満の世帯	25,000円	変更なし
202,000円以上250,000円未満の世帯	15,000円	
250,000円以上295,000円未満の世帯	10,000円	変更なし
295,000円以上340,000円未満の世帯	5,000円	0円
340,000円以上445,000円未満の世帯		
445,000円以上570,000円未満の世帯		
570,000円以上の世帯	0円	変更なし

本則は2万5千円だが、経過措置により差額分は区が負担。

3 認証保育所（3～5歳児・認定を受けていない児童）

保育料等算定区市町村民税所得割課税額	認定あり	認定なし	
		補助金額（月額）	
		現行制度	改正案
生活保護世帯・0円の世帯	57,000円 【無償化】	40,000円	20,000円
～122,000円未満の世帯		30,000円	
122,000円以上202,000円未満の世帯		25,000円	
202,000円以上250,000円未満の世帯		15,000円	変更なし
250,000円以上295,000円未満の世帯		10,000円	変更なし
295,000円以上340,000円未満の世帯		5,000円	0円
340,000円以上445,000円未満の世帯			
445,000円以上570,000円未満の世帯			
570,000円以上の世帯		0円	変更なし

本則は2万円だが経過措置により差額分は区が負担。

保育士等処遇改善助成金の継続について

1 主旨

区では、保育士の安定的な確保を図ることを目的に、平成 28 年 10 月より保育士、看護師等を対象に月額 10,000 円の支給を開始している。

今般、今後の当該助成金に係る事業の取り扱いについてとりまとめたので報告する。

2 保育士等の処遇改善実績について

本助成金については、事業の対象年度ごとに、確実に給与へ反映され保育士等の処遇改善がなされているかどうか検証をしている。

現時点で確認ができる平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、区内保育施設で働く保育士の月額給与や年齢層ごとの年収を比較し、どの年齢層もおおむね年収が上がっており処遇改善の取り組みの成果が出ていることを確認している。

また、補助金の支払い時に法人から給与台帳等を提出してもらい、対象職員への支払い実績を確認している。

3 保育士等処遇改善助成金の効果について

(1) 保育士等処遇改善助成金は、年齢、経験、職層等に関係なく、要件を満たす全保育士を対象としており、一般的に他産業に比べて低いとされる給与水準を下支えする効果が期待できる。

(2) ハローワーク渋谷管内の保育士の有効求人倍率は 11.06 倍（令和 2 年 1 月）と都内でも非常に高いエリアで、周辺自治体と保育士確保で競合している可能性が高い。宿舍借上げ支援事業など、国・都制度によるものは自治体間に大きな差はなく、本事業のような区独自施策は、他自治体との差別化を図り、保育士に当区保育施設を就労先として選択してもらうための動機づけとなる。

(3) 近隣自治体も待機児童対策として、計画的に定員拡充を進めており、都内での保育士の採用ニーズは高い状態が続くことが想定される。この状況で、本事業を打ち切った場合、他自治体との比較で優位性が薄れることにより、保育士の新規採用が難しくなることや保育人材の区外への流失が懸念される。

4 保育士等処遇改善助成金の継続について

今後も、新規施設整備が必要な地域には整備を進める一方で、その担い手となる保育士の確保が喫緊の課題である。

また、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な対策を行った上での事業運営が保育所には求められているが、現場職員は感染対策に対するプレッシャーを抱えながら業務にあたっており、精神的にも多大な負荷がかかっている。新型コロナウイルス感染拡大については先が見通せない状況であり、支援を継続していかないと、離職等により保育の担い手不足が顕在化するおそれがある。

以上のような状況を踏まえ、区における保育士の確保を図り、かつ長期間に渡り継続して働いてもらうためには、区独自の補助事業の継続が欠かせない。待機児童ゼロを継続し、他自治体への保育士流出を防ぎながら必要となる保育士を確保していくため、保育士等処遇改善助成金事業を令和3年度以降も継続して実施する。

【参考】

令和2年度予算額 442,800,000円（全額一般財源）

想定利用人数 3,690人